

会 則

千曲坂城危険物防火管理協会

千曲坂城危険物防火管理協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千曲坂城危険物防火管理協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員が危険物の取扱及び防火対象物の管理等起因する火災及び事故等の災害防止に努め、もって事業の健全な振興発展と公共の福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の融和、親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は千曲坂城消防本部予防課に置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 危険物施設並びに防火対象物の安全管理、防火管理等に関する知識及び研究に関すること
- (2) 関係法令の普及徹底に関すること
- (3) 災害の防止と防火思想の普及宣伝に関すること
- (4) 危険物取扱者及び防火管理者等の講習会、並びに研究会の開催に関すること
- (5) 優良危険物施設及び優良防火施設の視察研修に関すること
- (6) 功労者及び優良施設の表彰に関すること
- (7) 弔慰に関すること。
- (8) 前各号のほか本会の目的達成上必要と認める事業

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、千曲市及び坂城町内の事業所及び危険物製造所等並びに本会の目的に賛同する団体又は個人をもって組織する。

(部会)

第6条 本会の合理的な運営を図るため、危険物施設及び防火対象物の業態等により次の部会を設ける。

- (1) 危険物部会
- (2) 防火管理部会

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 1名
- (4) 理 事 20名（会長、副会長含む）
- (5) 監 事 3名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は次による。

- (1) 理事、監事は総会において選任する。会長、副会長は理事会の互選により選任するものとし、副会長は危険物部会及び防火管理部会から1名を充て、それぞれの部会長となる
- (2) 常任理事は消防本部予防課長の職にある者

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し部会を除く各会議の議長となる
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する
- (3) 常任理事は本会の事業への参画、調整及び関係機関との渉外等、重要な会務を処理する
- (4) 理事は本会の会務を掌理する
- (5) 監事は本会の会計を監査する

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする
- (2) 役員に欠員が生じた時は役員を補充することができる。ただし、補充役員任期は前任者の残任期間とする

(幹事)

第11条 本会に幹事若干名を置く。

- (1) 幹事は理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する
- (2) 幹事は消防本部予防課の職員を充て、本会の庶務及び会計事務を処理する

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 部会

(総会)

第14条 総会は通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

(通常総会付議事項)

第15条 通常総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項

- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 役員の改選に関する事項
- (5) その他本会運営上必要な事項

(理事会)

第16条 理事会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業計画の執行に関する事項
- (3) その他本会運営上必要な事項

(部会)

第17条 部会は、その部に属する会員をもって組織し、必要に応じて部会長が招集し部会長が議長を努め、次の事項を調査、研究する。

- (1) 部会として第2条の目的達成のため必要な事項
- (2) 会長又は部会長が必要と認める事項

(議決)

第18条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第4章 会計

(経費)

第19条 本会の会費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第20条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 会費は年会費とし、別表第1のとおりとする。ただし事業年度6ヶ月を経過して加入した者は年額の2分の1の額を徴収する。
- (2) 変更については、総会の議決によらなければならない。
- (3) 会費のほか、必要に応じて特別徴収金を理事会において決定し徴収することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 簿冊

(簿冊)

第22条 本会には次の簿冊を備える。

- (1) 会則簿
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会議書類綴
- (5) 予算及び決算簿

- (6) 金銭出納簿
- (7) 文書件名簿
- (8) 表彰者名簿

第6章 加入及び脱会

(入会)

第23条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）により会長に申込をすることとする。

(脱会)

第24条 本会を脱会しようとする者は、脱会届出書（様式第2号）により会長に届出をすることとし、会費に未納があるときは完納しなければならない。

2 既納の会費は返戻しないものとする

第7章 雑 則

(補則)

第25条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定めることができる。

(会則の改廃)

第26条 会則は総会の議決を得なければ、改廃することができない。

(附則)

- 1 この会則は平成15年9月1日から施行する。ただし第19条及び第20条の規定の適用については平成16年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行に際し、旧更埴市危険物防火管理協会会員及び旧坂城戸倉上山田危険物安全協会会員は、本会則第5条に規定する会員とみなす。
- 3 平成15年度の役員任期については、平成17年度通常総会までとする。

別表第1（第20条関係）

千曲坂城危険物防火管理協会 会費算出基準

区 分		金 額	
(1) 均等割	事業所・危険物製造所等ごと	2,000円	
(2) 危険物部会	指定数量割	指定数量の1,000倍を超える	30,000円
		指定数量の500倍を超え1000倍以下	15,000円
		指定数量の200倍を超え500倍以下	6,000円
		指定数量の100倍を超え200倍以下	5,000円
		指定数量の50倍を超え100倍以下	4,000円
		指定数量の10倍を超え50倍以下	2,000円
		指定数量の10倍以下	1,000円
(3) 防火管理部会	消防法第8条該当 防火管理者選任義務 有…A	1,000円	
(4) 賛助会員		2,000円	

備 考

- 1 危険物部会は(1)と(2)の合算とする。
- 2 防火管理部会は(1)と(3)の合算とする。
- 3 一事業所において危険物部会と防火管理部会が複合する場合は(1)と(2)と(3)の合算とする。